

役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は定款の規定に基づき役員を選任に関して必要な事項を定める。

(次年度役員)

第2条 本会議所は、次年度役員（翌事業年度において役員となる者をいう。以下同じ。）を毎年12月に開催される通常総会において選任しなければならない。

(次年度理事長の立候補)

第3条 次年度理事長（翌事業年度において理事長となる者をいう。以下同じ。）の選出は立候補による。

2 立候補に関する公示については、理事会においてこれを定める。

(立候補の資格)

第4条 理事長の候補者たる資格は、本会議所の正会員であり、定款及び諸規程に定める会員の義務を履行している者で理事の経験を有する者（現に理事の者を含む。）とする。

(立候補書類の提出)

第5条 次年度理事長に立候補しようとする者は、所定の様式に従い下記の書類を届出期間内に理事長に提出しなければならない。

(1) 立候補者の氏名、生年月日、住所を記載した立候補届出書

(2) 立候補者の青年会議所における経歴書

(3) 立候補者が所属する企業又は事業所の代表者の立候補承認書

(4) 立候補者に対する理事の経験を有する正会員（現に理事の者を含む。）2名の推薦状

(選考委員会)

第6条 本会議所は、次年度理事長を総会に推薦するために選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、立候補者の中から協議により適任者を総会に推薦する。ただし、届出期間内に立候補がなかった場合、又は立候補者の中に適任者がいないときは、選考委員会の協議により、第4条に規定する者の中より適任者を総会に推薦しなければならない。

3 選考委員会は、以下の者により構成する。

(1) 理事長

(2) 正会員の中から選出された委員8名

4 選考委員会の委員長は、理事長がこれに当たる。

5 選考委員会の運営その他必要な事項は、選考委員会において決定する。

(選考委員の選挙)

第7条 選考委員会の委員は選挙により、正会員で定款及び諸規程に定める会員の義務を履行している者（ただし、理事長、立候補者及び推薦者を除く。）の中から選出する。

2 前項の選挙は、5名連記の無記名投票によるものとし、有効投票の多数を得た者から順に前条第3項第2号の人数と同じ数を当選人とする。ただし、累積投票はこれを認めないものとする。

3 選挙において得票数の同じ者が2名以上あるため当選人の数を超える場合は、その最も少ない得票数が同じ者のうちから、当選人の数を満たす人数をくじで決定する。

4 当選人が辞退し、若しくは委員を辞任し、又は委員に事故あるため、前条第3項第2号の人数を欠くこととなった場合に備え、補欠を置くものとする。

5 補欠の最低人数は3名とし、以下の順位により補欠となる。ただし、以下の各順位において得票数が同じ者が2名以上あるときはその者全員が補欠となる。

第1順位 第3項の場合において当選人とならなかった者

第2順位 当選人の次に得票数の多い者

第3順位 第2順位の得票数の次に得票数が多い者

6 補欠の者は、第4項の場合において、その得票数の多い者から順（得票数が同じ者が2名以上あるときはくじにより決定する。）に当然に委員となる。

(総会の承認)

第8条 総会は、毎年9月30日までに、選考委員会により適任者として推薦された立候補者について、その承認の可否を決議しなければならない。

2 前項により総会の承認を得た立候補者は、次年度理事長の候補者（以下「次年度理事長候補者」という。）となる。

(次年度副理事長等)

第9条 次年度理事長候補者は、速やかに以下の各候補者について決定しなければならない。

- (1) 次年度副理事長(翌事業年度において副理事長となる者をいう。以下同じ。)
- (2) 次年度専務理事(翌事業年度において専務理事となる者をいう。以下同じ。)
- (3) 次年度常任理事(翌事業年度において常任理事となる者をいう。以下同じ。)
- (4) 次年度理事(翌事業年度において前各号以外の者で理事となる者をいう。以下同じ。)

(業務分担の決定)

第10条 次年度理事長候補者は、速やかに前条第1号及び第2号の候補者を招集し、その業務分担を協議の上決定しなければならない。

(選任及び就任の時期)

第11条 次年度理事長候補者及び第9条各号の候補者は、12月に開催される通常総会において選任されることにより、当然に翌事業年度における理事長、副理事長、専務理事及び理事の各役職に就任する。

(規程の改廃)

第12条 本規程を改廃する場合は、定款第23条第9号の定めに従い総会の承認を得なければならない。

附則

本規程は(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

附則(平成26年6月18日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年6月18日から施行する。

【改正部分 第10条】

附則(平成26年12月14日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月14日から施行する。

【改正部分 第10条】

附則(2018年7月18日改正)

(施行期日)

1 本規程の変更は、総会の承認があった日(2018年7月18日)から施行する。